令和 ５ 年度

部 の 主 要 施 策

令和 ５ 年 ７ 月

生　　駒　　市

もくじ

第１　部の主要施策とは ･････････････････････････････････ １

第２　各部の主要施策

市長公室 ･･･ ５

総務部 ･･･ ６

地域活力創生部 ･････････････････････････････････････ ８

市民部 ･･･ １１

福祉健康部 ･･･ １２

建設部 ･･･ １４

都市整備部 ･･･ １６

上下水道部 ･･･ １８

教育こども部 ･･･････････････････････････････････････ １９

生涯学習部 ･･･ ２０

消防本部 ･･･ ２２

議会事務局 ･･･ ２４

第１　部の主要施策とは

１　部の主要施策とは

各部の部長が、各々の行政分野を所管する部単位で、担当分野の仕事に対して年度当初に目標を掲げ、今年度に取り組む施策を明らかにするとともに、取組の着実な進捗を図っていくためのものです。

なお、ここに掲げる施策は、市のすべての施策を掲載したものではありません。市が行っている業務で、部長が今年取り組む主要な施策と定め、達成状況を管理していくものを掲載しています。

２　目的

(1) 今年度に各部が取り組む施策や事業やその成果について、市民に明らかにすること。

(2) 職員が部の主要施策について共有し、取り組むべき施策の方向についてベクトル合わせをすることで、職員が施策実現に向けて職務に励むことにより、組織としての力を最大限に引き出すこと。

３　作成者

すべての部について、各部長が作成します。

４　進行管理

各部長が進行管理を行い、年度末に取組状況を検証の上「部の主要施策取組状況報告書」を作成します。

５　年間スケジュール

各年度の市長の施政方針を受け、各部長は年度当初にその年度に取り組む主要な施策（目標）を設定します。年度末には取組の成果を確認し、評価を行います。

主要施策の設定、最終の取組の評価については、市長がその内容について確認します。

（参考）

生駒市役所の＜ビジョン・ミッション・バリュー＞について

生駒市が実現を目指すまちの姿（ビジョン／V）
「自分らしく輝けるステージ・生駒」
（生駒市総合計画における将来都市像）

生駒市役所の使命（ミッション／M）
「このまちで暮らす価値を、ともにつくる」

生駒市役所・職員が大事にする価値観（バリュー／V）
「生駒愛・人間力・変革精神」
（M を遂行し、V を達成するために常に立ち返る価値観）

〈策定趣旨〉

本市は、目指す将来都市像を「自分らしく輝けるステージ・生駒」とし、多様な生き方や暮らしをかなえる機会や場、人と人のつながりが豊かにあるまち（ステージ）で、主役である市民が、仲間を得て、夢をかなえ、輝く人生を送れるよう、まち全体が応援してくれる「まち」へと進んでいくことを目指しています（生駒市総合計画）。

目指すべき将来都市像を「ビジョン」とし、その達成のために生駒市役所がやるべきこと・使命を「ミッション」、ビジョン・ミッションを達成するために共有すべき職員の価値観や行動指針を「バリュー」として、組織として目指す方向性を共有し、職員一人ひとりの成長を促進してその能力を最大限発揮することにより、ビジョン達成に向かってより高い成果を出すことを目的として策定しました。

議決機関である議会事務局を除く各部の頁に「部のミッション」を掲載しています。

第２　各部の主要施策

令和５年度　部の主要施策 【市長公室】

部のミッション	トップマネジメントを支え、人とまちのポテンシャルを引き出し、good cycleを生み出す

No.	取組項目	具体的な取組内容	担当課
1	将来都市像実現に向けた施策・事業の創出促進と調整	総合計画に掲げる将来都市像「自分らしく輝けるステージ・生駒」の実現に向けて、「脱ベッドタウン」に寄与する施策や事業が創出されるよう、政策方針の浸透・徹底や次年度の事業ヒアリングにおける事業提案の促進をはじめ、部門間の課題調整、市民ニーズを踏まえた事業形成の側面支援を行う。	企画政策課
2	第6次総合計画第1期基本計画の進行管理及び次期計画の策定	・第6次総合計画第1期基本計画に掲げた指標、事業等について、総合計画審議会を開催して、各施策の目標である5年後のまちの実現に向けて進捗状況を検証し、公表する。 ・令和5年度末までに第2期基本計画を策定するため、部門間の調整や総合計画審議会での審議、パブリックコメントの実施など、必要な事務等を実施する。	企画政策課
3	第2期まち･ひと･しごと創生総合戦略の進行管理	第2期まち･ひと･しごと創生総合戦略について、まち･ひと･しごと創生総合戦略会議において有識者から進捗への意見を聴取した上で、行政経営会議において数値目標の達成状況を中心に進行管理を実施し、結果を公表する。	企画政策課
4	市民実感度調査の実施	総合計画及びまち・ひと・しごと創生総合戦略に位置付けた指標の動向を測り、施策推進の基礎資料とするため、市民実感度調査（簡易版）を実施する。	企画政策課
5	効果的な市政情報・地域情報の 発信	広報紙・ホームページ・SNSなど、各媒体を組み合わせて効果的に情報を編集・発信する。 LINEの機能改修を行い、より効果的な市政情報の配信と行政サービスの向上を目指す。	広報広聴課
6	将来都市像の実現をサポートする プロモーションの実施	ポータルサイト「good cycle ikoma」を軸にした各種の情報発信と、「いこまち宣伝部」やマルシェをツールとした連続講座など交流促進事業の2軸で、地域への愛着と共感を醸成し、参画意欲や推奨意欲の拡大に努める。	広報広聴課
7	全庁的な広報力向上の支援	危機管理広報研修の開催や日々の業務を通じて全庁的な広報力の底上げを図る。	広報広聴課
8	適切なパブリシティ活動の実施	記者会見の実施や市政に関する報道資料・地域情報の提供、ワイヤーサービスの活用など適切なパブリシティ活動を実施する。また、各所属に対して報道対応の後方支援を行う。	広報広聴課
9	職員の働きやすい風土づくり	面談・研修等を通じて組織の心理的安全性を高めるための対話を促すとともに、柔軟な働き方につながる制度等を整備することにより、VMVの浸透を互いに促進しあえる組織風土を醸成する。	人事課
10	職員の成長やモチベーションの向上に寄与する任用・配置	多機能クラウド型人事情報システムを利用し、人事評価（目標達成度・職務行動評価）、適性診断結果を人事配置等に活用するとともに、職員の気付き・納得感につながる制度を導入する。	人事課
11	一人一人の能力発揮につながる研修の実施	VMVの浸透、職員の能力・モチベーション向上を目的として、階層別研修や専門研修、派遣研修などを実施する。メンタルヘルス、法制関連の研修を引き続き実施するとともに、管理職を対象としたマネジメント研修、高齢職員の活躍に資する研修を新たに実施する。	人事課
12	VMVに基づく行動のできる人材の採用	新卒、社会人、専門職採用に際しては、各課の状況を注視しながら、社会ニーズと市の方向性を踏まえて職種・分野を設定し、市のVMVにフィットした人物を採用する。また、障がい者採用と就労定着支援に取り組み、常時法定雇用率を達成する。	人事課

令和５年度　部の主要施策 【総務部】

部のミッション	適正、公正、効率的で透明性の高い行政運営に努めるとともに、市民の生命及び財産を保護し、市民とともに安心安全なまちを創るため、防災体制の充実や地域の防犯防災力を向上させる。

No.	取組項目	具体的な取組内容	担当課
1	オフィス改革	多様化する市民ニーズや社会環境の変化に応えていくため、より一層の部門間の連携や、多様な働き方が可能となるよう、機能的で快適な職場環境を整備するオフィス改革を進める。 令和５年度は、総務課をパイロットオフィスとしてモデル的に実施するとともに、関係部署と連携し、今後の取組方針、体制等の検討を進める。	総務課
2	市本庁舎防煙垂壁改修工事	庁舎には火災が発生したときに、一時的に建物内に煙が広がることを防ぐ役割を持つ防煙垂壁が設置されているが、年数の経過により老朽化している箇所がある。万が一の火災時においても来庁者や市職員等の安全を確保する必要があることから、老朽化している防煙垂壁の改修を行う。	総務課
3	法令・条例等の適切な管理と運用	公正で開かれ、市民から信頼を得られる市政を推進するため、法令、条例等の適切な運用と環境整備を行う。 ・情報公開・個人情報保護制度の運用 ・条例マネジメントの導入による例規の管理	総務課
4	地震災害対処能力の強化・向上	大規模地震に対する本市の災害対処能力の強化・向上を図る。 ・災害対策本部における対処能力の改善・強化 ・避難所参集職員・担当職員研修会の実施 ・緊急初動部要員研修（訓練）の実施 ・災害対策本部訓練（地震災害）の実施	防災安全課
5	災害対策本部室（大会議室）の指令室化	災害対策本部の運営を円滑にし、機能を強化するため、災害対策本部室となる大会議室にマルチディスプレイの設置や内装改修を行う。 ・12面マルチディスプレイの設置 ・壁面の張替えによる情報掲示可能な壁への改修	防災安全課
6	防災・危機管理に関する情報伝達環境の適切な管理	①同報系防災行政無線の屋外子局バッテリー交換（５８箇所）の実施 ②全国瞬時警報システム(Jアラート)情報を公共施設の館内放送に接続し、自動起動で放送を行うシステムを拡張する 設置場所：生涯学習施設６施設、スポーツ施設６施設、私立幼稚園保育園１０園程度	防災安全課
7	国民保護計画の変更	国民保護法に基づく国民保護計画について、奈良県との協議を経て、最新の環境や体制等を反映した内容等に変更し、市議会に報告する。	防災安全課
8	生駒駅前自転車駐車場の拡充と利便性向上	生駒駅前周辺６箇所の自転車駐車場の運営を見直し、新たな指定管理者を募集し、決定する。 ・条例改正（対象施設の追加等） ・プロポーザルによる指定管理者の募集・決定 ・新施設の整備工事等	防災安全課
9	プロポーザル方式の実施に関するガイドラインの見直し及びプロポーザル案件のデータ共有化	・制定後10年以上が経過したプロポーザル方式の実施に関するガイドラインの見直しを行う。 ・契約検査課でデータ蓄積しているプロポーザル等案件のデータを文書管理に掲載しデータの共有をはかる。	契約検査課
10	随意契約の適正な運用の確保	・内部ﾘｽｸ低減につなげるため、各種契約の随意契約理由書の確認を徹底するとともに、随意契約（2号）のより適正な運用を図るため、入札参加意思確認型契約方式の試行運用を行う。	契約検査課

No.	取組項目	具体的な取組内容	担当課
11	行政改革の推進	・現行の行政改革大綱に代わる基本的な取組の方向性の検討、確定 ・「補助金制度に係る指針」の改定と予算策定時の補助金の検証 ・事務事業の廃止、効率化の枠組み検討と実施	行政経営課
12	ファシリティマネジメントの推進	・施設所管課と連携し、生駒駅周辺の公共施設（教育支援施設、ららポート、コミュニティセンター、セラビーいこま、自転車駐車場等）の適正配置と効果的活用を検討する。 ・公共施設マネジメントシステムを活用した適正な公共施設の管理方法を検討する。	行政経営課
13	歳入増につながる施策の創出・強化	寄附による収益増の取組 ・ふるさと納税：新規ポータルサイトの運営、返礼品の充実、開発 ・企業版ふるさと納税：企業への提案・PR ・遺贈寄附の受け入れ体制の整備	行政経営課
14	Ｒ４中期財政計画に示された財政指標等の達成	・令和５年度経常収支比率　９３．６％ ・令和５年度実質公債費比率　３．１％ ・令和５年度市債残高１４，５７６百万円 ・令和５年度実質収支額１６．３億円	財政課
15	統一的な基準による地方公会計の整備	Ｒ４決算に基づく財務書類等の作成・公表 （令和６年３月迄）	財政課
16	令和６年度予算編成	①枠配分の手法や各種要求ルールを含む予算編成方針を令和５年１０月に定める。 ②過年度の決算や実績をベースに予算査定を行う。 ③基金繰入に過度に頼ることのない予算を編成し、健全な財政運営を図る。	財政課
17	統一地方選挙の執行	選挙管理委員会を補佐し、適正な選挙の管理執行を行う。 （投票日） 奈良県知事及び奈良県議会議員選挙：4月 9日 生駒市長及び生駒市議会議員選挙　：4月23日 ・市役所及び北コミュニティセンターISTAはばたきでの期日前投票所開設 ・市長及び市議会議員選挙立候補届出受付（4月16日）	選挙管理委員会事務局
18	適正かつ的確な会計事務の実施	会計事務の適正を維持し、内部ﾘｽｸ低減につなげるため、会計事務ﾁｪｯｸﾘｽﾄの定着と充実を図るほか、職員個々の知識定着のため、電子決裁ｼｽﾃﾑの運用を含めた財務会計事務に係る研修を実施する。	会計課

令和５年度　部の主要施策 【地域活力創生部】

部のミッション	住み、学び、働き、来る人が「自分らしく輝けるステージ」にチャレンジするまちへ

No.	取組項目	具体的な取組内容	担当課
1	【誰もが居場所と役割のあるコミュニティの形成】 〇複合型コミュニティづくりの推進	●身近な拠点に多様なサービス、人的交流を創出するコミュニティづくりに取り組む自治会等に対して支援する ・コミュニティづくりに取り組む自治会への助成 ・多様な世代を集めた地域でのWSの開催 ・コミュニティづくりに関わる新たな人材等の発掘、育成 ・移動販売等サービス導入支援事業の運用 ・14自治会で構成される(仮)まちのえきネットワークの運用 ・今年度市内12ヶ所程度でコミュニティづくりを進める。	地域コミュニティ推進課
2	【誰もが居場所と役割のあるコミュニティの形成】 〇地域未来人財育成事業の実施	●これからの本市のまちづくりを支える若者(高校生)をターゲットにまちづくりや社会貢献として活動に取り組む人財の発掘、育成を行い地域活動への参画を促す ・高校生を対象としたワークショップの開催 ・同事業OB OG、市民活動実践者、大学生等を対象にした地域メンターの育成 ・高校生によるプロジェクトの社会実装 ・市民活動創発プラットフォーム(ＢＡＳＥ生駒)等と連携した支援	地域コミュニティ推進課
3	【誰もが役割のあるコミュニティの形成】 〇地域・社会活動創出支援事業(まちサポいこま)の実施	●地域の課題や社会問題に、住民や事業者が主体的に取り組む公益活動を発掘、育成し社会実装するこうした活動に対して助成する。 ・公益活動アドバイザー会議等を通じての事業選考 ・社会課題解決コースと新たに設けた拠点型活動支援コース併せて５事業程度を目標に採択し、事業を支援する。 ・同事業の周知の強化及び財政的支援以外に、採択事業が円滑に広がりがでるように伴走支援を行う。	市民活動推進センター
4	【誰もが役割のあるコミュニティの形成】 〇市民活動創発プラットフォーム(ＢＡＳＥ生駒)の運営	●様々な交流や学びを通じて市内外の多様な人材や事業者等と繋がりながら、新たな活動を生み出し実践に繋げる市民活動創発プラットフォーム(ＢＡＳＥ生駒)を運営する。 ・講座や交流会を開催し学びと実践をつなぐ場をつくる ・小さく始めることのできる経験の機会を創出する ・ＢＡＳＥ生駒の活動をHP等で見える化、広く周知し、多くの人との関わりを生み出す ・庁内各課の「交流」「学び」事業と連携しＢＡＳＥ生駒に繋げる ・ＢＡＳＥ生駒から生まれた活動を様々な出口支援につなげる	市民活動推進センター
5	【行政のデジタル化推進】 〇庁内向け情報システム基盤の提供	●情報システム・ネットワーク・機器の適正な保守/管理、情報セキュリティ対策により、庁内に安定したICT基盤を提供する。また、基幹系システムの法定的DXを推進する ・自治体情報システムの標準化・共通化（～R7） ・無停電電源装置の更新（～R6） ・個人番号系施策の推進、情報連携/安全管理措置 ・情報セキュリティポリシーに基づく各種対応、セキュリティ研修,情報セキュリティポリシーの更新	デジタル推進課
6	【行政のデジタル化推進】 〇デジタルトランスフォーメーション（デジタル変革）の推進	●行政の情報化に関する総合的な企画・調整を通じて、本市のデジタル変革を推進する ・デジタル化に向けた横軸組織の運営 ・行政手続のオンライン化（申請受付システムの導入含む） ・DX人材の育成 ・官民データの活用推進 ・デジタルディバイド対応（スマホ教室等）	デジタル推進課

No.	取組項目	具体的な取組内容	担当課
7	【地域のデジタル化推進】 〇スマートシティの推進	●デジタル技術やデータを活用して地域の課題を解決し、市民の満足度を高め続けるまちづくりを推進するスマートシティ構想を策定し、それに基づく施策を検討・実施する。 ・スマートシティ構想の策定 ・市民の声を拾うことのできるデジタルプラットフォームの導入 ・庁内への理解醸成 ・LWC指標の活用に向けた管理職以上向けの研修	スマートシティ推進室
8	【SDGｓの推進】 〇SDGs推進のためのﾌﾟﾗｯﾄﾌｫｰﾑ活性化	●SDGs推進に向け、市民団体、事業者、教育機関等の多様な主体による自主的かつ連携した活動を促進する ・ｾｸｼｮﾝﾐｰﾃｨﾝｸﾞ（分科会）の設置・運用等を通じたSDGｓｱｸｼｮﾝﾈｯﾄﾜｰｸの活性化 ・SDGｓ協創推進事業補助金によるﾓﾃﾞﾙ事業支援 ・市民参加型プロジェクトの定着	SDGs推進課
9	【公民連携の推進】	●民間事業者等の知見やリソースを活用し地域課題・行政課題の解決につなげる「公民連携」を推進する ・公民連携に係る基本的な考え方及びアクションプラン等を明確化するための基本指針の策定 ・庁内外への情報発信等を通じた市職員の協創マインドの向上及び協創対話窓口の利用促進 　※協創対話レポートの発刊 　※公民連携ワークショップの継続 ・奈良先端大学をはじめ包括連携協定を活用した連携事業者等との各種事業推進	SDGｓ推進課
10	【低炭素まつづくりの推進】 〇ゼロカーボンシティの推進	●2050年ｶｰﾎﾞﾝﾆｭｰﾄﾗﾙの達成に向け、国が推進する脱炭素先行地域づくり事業を活用し、公共施設及び既存住宅地の脱炭素化を推進する。 ・いこま市民パワーの電源となる太陽光発電の普及・拡大に向けた具体的検討を推進 ・複合型コミュニティづくりを通じた地域住民への情報発信・共有により、環境にやさしいライフスタイルへの意識・行動変容を促進 ・自然エネルギー等活用補助の実施	SDGs推進課
11	【低炭素まちづくりの推進】 〇いこま市民パワー」の運営支援	●いこま市民パワーとより緊密に連携し、事業への支援、指導を行う。 ・適切な訴訟対応、供給拡大（家庭供給の増加）、電源確保（卒FIT電気の買取拡大、新ﾊﾞｲｵﾏｽ電源の整備ｻﾎﾟｰﾄ等）、ｺﾐｭﾆﾃｨｻｰﾋﾞｽの拡大、安定した運営体制の構築	SDGs推進課
12	【地産地消の推進】	〇遊休農地活用事業や新規農業参入者の誘致などを通じて遊休農地の解消を図る。 　◆目標：10ａ（上半期：5ａ、下半期：5ａ） 　◆目標：新規就農者2名以上（個人及び法人） 〇農業以外のことを続けながら自給的農業を始めたい半農半Ｘへのチャレンジを支援し、農地保全に繋がる就農者を幅広く発掘・育成し、多様な担い手による持続可能な農業を目指す。（希望にあった農園の紹介、栽培指導、共同畑の運営・維持管理） 〇生産者と消費者の結び付け強化に向けたいこまレストランを3回開催する。（飲食店や催事での生駒産の食材を使った試食会の実施など） 〇移動販売や農業市などの開催促進と市民への情報提供の強化（地域コミュニティ課移動販売NTとの連携）	農林課 農業委員会
13	【森林環境の保全と活用】	●過年度に実施した竹林、人工林の種類や管理状況等の現地調査に基づき、令和4年度に続いて「生駒市森林整備方針のあり方についての懇話会」を3回開催し、整備方針を決める。 ・危険木の伐倒2ヶ所実施する。	農林課

No.	取組項目	具体的な取組内容	担当課
14	【生駒市版エコノミックガーデニング「ＥＧいこま」の推進】	○地域経済を支える中小企業の活性化に向け、産学公民金ネットワークを形成し、変革と挑戦に取り組む事業者の発掘・育成を行う ・会議所と連携しＥＧ推進事業の実施（EG推進補助金） ・企業立地促進条例の改定準備(R6年度改定目指す)の実施 ・サテライトオフィス開設補助事業の実施(サテライトオフィス補助金) ・IKOMA LOCAL BUSINESS HUB事業の実施　いこま経営塾、営業塾、旧ILBHを引継ぎ、市内外から創業・第2創業・副業の事業者を募る ・魅力ある個店創出事業の実施(商業・住宅エリア補助金) 　おちやせんの運営見直し ・イコマド(指定管理者)との連携を促進、市内事業者の支援の充実を図る。	商工観光課
15	【商工観光ビジョンの改定】	●現行ビジョン（H29年度下半期～R4年度）が終期を迎えることから、現行ビジョンに基づいて推進してきた商工観光施策の検証と課題を踏まえるとともに、事業者や市民ニーズを把握し、R5年度以降の5年間の指針となるよう、ビジョンを改定し、ビジョンに掲げる目標実現に向けて取り組むために実施する （1）4月～5月　委託業者の決定 （2）6～8月　懇話会の開催 成案化 （3）9月　パブコメ前報告 （4）10月　パブリックコメントの実施 （5）11月　ビジョン完成 （6）12月　議会報告 （7）1月～3月　普及業務	商工観光課 観光振興室
16	【生駒らしい観光の推進】	●観光需要の増加の好機を活かすため、本市固有の資源である生駒山のブランド化をさらに推進するとともに、これまで開発してきた体験プログラム等を活用し、市内の周遊滞在及び観光消費を促す ・着地型観光体験プログラムの拡充 ・生駒山の新たな魅力の発掘と認知度向上のための情報発信強化 ・近畿日本鉄道の観光エリアキャンペーンと連携した周遊滞在及び観光消費の促進 ・くろんど池等の観光資源を中心とした高山地区の賑わいの創出 ・東大阪市や交野市、日本航空等の他団体と連携したテーマ型観光の推進 ・旅行会社等へのセールス活動	観光振興室
17	【電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援事業の実施】	価格高騰対策を実施するため、国の交付金の配分があった場合に、必要な事業を検討・実施する。 【以下は現時点の想定】 ●飲食・物販店等営業支援事業 ●貸切バス事業者支援事業	商工観光課 観光振興室 　ほか

令和５年度　部の主要施策 【市民部】

部のミッション	安心・安全な暮らしを市民とともに育む

No.	取組項目	具体的な取組内容	担当課
1	マイナンバー制度に伴う業務の実施	・マイナンバー制度に適切に対応するとともに、マイナンバーカードの交付率を増加させる。 　カード交付率　79% 　目標枚数：　5,000枚/年	市民課
2	証明書等のコンビニ交付の推進	・コンビニ交付件数の割合を増加させる。 　年間利用率(コンビニ交付可能な交付総通数に対するコンビニ交付通数)を年度末までに55%にする。	市民課
3	デジタル社会の構築に向けた取組	・戸籍における氏名の読みかなの法制化（戸籍法改正）に対応するため、本市における戸籍情報システムの改修を年度内に行う。 ・紙媒体で管理している「住居表示台帳」を令和5年度において電算化することにより、検索や新規付番等の事務を迅速化し、市民サービスの向上を目指す。	市民課
4	適正・公平な各税目の賦課	・市民税・固定資産税について、税務調査を実施し、適正に課税する。 　市民税の未申告調査等　　1,600件 　固定資産税の新築・増築家屋等調査　　350戸 　償却資産の未申告調査　　120件 　地籍調査に基づき行う更正事務　（R3調査区域：中菜畑2丁目および東菜畑2丁目の一部区域）　A=0.13km2	課税課
5	市税現年課税分の徴収率の維持	納期内納付の推進とともに、猶予制度の適切な活用と納付意思が確認できない滞納者の早期調査や差押えを行い、市税現年課税分の徴収率を確保する。　市税現年課税分徴収率96.27%(令和6年3月)	収税課
6	市税滞納繰越分の税収の確保	滞納者調査の徹底や換価可能財産の把握、差押えの強化等により市税滞納繰越分の徴収率を確保する。 市税滞納繰越分徴収率　11.63%(令和6年3月)	収税課
8	多文化共生事業の推進	奈良先端大や市民・市民団体と連携して「いこま国際Friendshipフェスタ」を開催するとともに、多文化理解に関する講座や学校園への出前授業を企画する。また、コロナ禍で中止していた日本語教室の再開等、生活者としての外国人を支援する環境づくりを推進する。	人権施策課
9	人権文化センター及び児童館の利用拡大	・人権文化センター、別館及び児童館での主体事業を定期的に実施し利用拡大を図る。 　人権文化センター　年間事業回数 100回 　児童館　年間事業回数　20回	人権施策課(人権文化センター)
10	男女共同参画の推進	・令和6年度末に満了する男女共同参画行動計画の改定に着手するとともに、男女共同参画意識の向上を図るため、各種講座や研修会等を開催する。 また、市の附属機関等への女性委員の参加を促進する。 　講座等の開催数 20回 　附属機関等の女性委員の割合 39.0%	人権施策課(男女共同参画プラザ)
11	清掃センター基幹的整備改良事業の実施	・令和4年度から令和6年度の間で実施する清掃センター基幹的整備改良事業について、令和5年度は、2系統ある焼却設備のうち、1系側の設備等の更新工事を実施する。	環境保全課
12	一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の施策の実施	・計画に示された５Ｒ実践の啓発、環境教育の開催、誰もがごみを排出しやすい環境づくり等の施策を実施する。	環境保全課
13	廃棄物の適正処理（スプレー缶・カセットボンベ等適正処理事業）	増え続ける未使用のスプレー缶やカセットボンベ等を適正に処理していくため、処理装置を導入することで、処理作業の安全性や効率を向上させ、より適正な廃棄物処理につなげる。	環境保全課（清掃リレーセンター）
14	歩きたばこ及び路上喫煙の禁止に伴う啓発・対策事業	・歩きたばこや路上喫煙の禁止に伴う啓発活動を継続するとともに、生駒駅前指定喫煙場所においては、現在の開放型喫煙所の問題点を解消するため、周辺環境に配慮した閉鎖型の喫煙所を新たに設置し、現在の喫煙可能箇所を閉鎖・撤去する。	環境保全課

令和５年度　部の主要施策 【福祉健康部】

部のミッション	健康寿命の延伸が叶う環境をともに創ります

No.	取組項目	具体的な取組内容	担当課
1	高齢者保健福祉計画・第９期介護保険事業計画の策定	老人福祉法第20条の8に基づく「高齢者保健福祉計画」及び介護保険法第117条に基づく「介護保険事業計画」を一体的に策定する。	福祉政策課 地域包括ケア推進課 介護保険課 地域医療課
2	重層的支援体制整備事業	一つの世帯に複数の課題が存在している状態や世帯全体が孤立している状態など、住民が抱える課題が複雑化・複合化する中で包括的な支援体制を円滑に構築・実践する。	福祉政策課
3	災害時要援護者避難支援プランの改定	令和3年5月に改正された災害対策基本法で「個別避難計画」の策定が努力義務化されたことに伴い、災害時要援護者避難支援プラン(H22策定)の改定及び事業の見直しを行う。	福祉政策課 防災安全課 障がい福祉課
4	第7期生駒市障がい者福祉計画の策定	障害者基本法第11条第3項に基づく「障害者計画」、障害者総合支援法第88条第1項に基づく「障害福祉計画」及び児童福祉法第33条の20第1項に基づく「障害児福祉計画」を一体的に策定する。	障がい福祉課
5	手話通訳者の配置	障害者総合支援法第77条第6項に基づく地域生活支援事業の意思疎通支援として、障がい福祉課に手話通訳者を配置する。	障がい福祉課
6	生活保護の被保護者の自立支援の実施	生活保護者の自立に向け、個々の生活保護者の状況や自立阻害要因に対応した被保護者就労支援事業をハローワークと連携して取り組む。 就労支援対象者　20人 自立支援達成者　　8人	生活支援課
7	生活困窮者自立支援法に基づく事業の実施	自立相談支援事業を社会福祉協議会に委託し、家計相談支援事業と連携した事業の充実を図る。 自立相談件数　150件 経済的に困っている世帯の子どもの学習支援を市内3箇所及び進学支援型1箇所の教室を週1回開催する。 登録者数 居場所型　　35人 進学支援型　7人 就労準備支援事業を社会福祉協議会及び業者に委託し、就労準備の基礎能力の形成について支援する。　4人	生活支援課
8	ケアリンピック生駒(第５回）の開催	地域包括ケアシステムの深化・推進を目指し、医療・介護従事者が我がごととして新たな専門職の人材確保・市外への流出防止に取り組む機会とする。 将来を担う子供たちや子育て中の主婦層、元気高齢者等、地域住民や学校関係者も含めて、新たな人材確保に向けた情報発信や啓発を実施する。	地域包括ケア推進課 介護保険課 地域医療課
9	総合事業（介護予防・生活支援サービス・一般介護予防事業）の拡充	週１回の通いの場（いきいき百歳体操）について、介護予防生活支援サービスの受け皿として安定的に実施するとともに拠点を増加する。 10箇所増加	地域包括ケア推進課
10	認知症施策の推進	認知症の人ができる限り地域で自分らしく暮らし続けることができる環境づくりとして、認知症サポーター養成講座及び認知症支え隊の拡充を図る。	地域包括ケア推進課
11	第８期介護保険事業計画　施設整備計画の推進	第８期介護保険事業計画に基づき、令和５年度内の開設をめざし、認知症対応型共同生活介護事業所の整備について、補助及び事業所指定を行う。	介護保険課
12	介護に関する入門的研修の開催	介護人材確保対策の一環として、介護未経験者に対し、基本的な知識を身に着けてもらうための入門的研修（21時間）を開催。研修修了者へは介護事業所等とのマッチング等を行い、介護人材不足の緩和を図る。	介護保険課

No.	取組項目	具体的な取組内容	担当課
13	第2期自殺対策推進計画の策定	自殺対策基本法第13条第2項に基づき第2期生駒市自殺対策推進計画を策定する。	健康課
14	産後ケア事業の充実	産後ケア施設による支援を希望する者が支援を受けやすい体制の整備に向け、受託機関を７か所（令和４年度末）から１０か所に拡大する。 また、利用者負担金減免制度を導入し、利用しやすい環境を整える	健康課
15	新型コロナワクチン接種事業	新型コロナウイルスの重症化予防を図るため、国、県、医療機関等の関係機関と連携を強化するとともに、体制整備を行い、接種を希望する市民への接種を円滑に実施する。	健康課
16	医療・介護連携の推進	市内の医療・介護に関する関係機関の相互連携・協働体制を強化するため、多職種による関連施策等の協議、検討し取り組む。 ・医療介護連携ネットワーク協議会　1回 ・在宅医療介護推進部会　3回 ・認知症部会　3回 入退院調整マニュアル運用後評価に係る調査　1回 多職種連携研修会　3回 ACPの普及啓発（市民フォーラム開催、エンディングノート作成） 在宅医療・介護連携に係る相談窓口の運営	地域医療課 地域包括ケア推進課
17	市立病院の適切な管理運営	令和5年度事業計画に基づき、病院事業を推進するとともに、生駒市病院事業計画の検証を行う。また、公立病院経営強化プランを策定し持続可能な地域医療提供体制の確保に向けた経営強化の取組みを検討する。 ・実施状況調査（前年度期末、今年度中間期）2回 ・市立病院管理運営協議会　3回 ・病院事業推進委員会　3回	地域医療課
18	データヘルス計画の策定	奈良県や国保連合会と密に連携をし、支援を受けながら、第２期計画の進捗状況を評価し、抽出した課題と直近５年間の医療データ等の分析内容を反映した第３期計画を策定する。 ※医療データ等の分析を基にした課題解決のための事業を医療専門家等の意見を聞いて策定するためパブリックコメントは実施しない。	国保医療課
19	高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施	令和2年4月1日施行の「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法」等の一部改正を受け、令和4年度下半期からモデル的に実施した後期高齢者を対象とした保健事業を、今年度からは奈良県後期高齢者医療広域連合と委託契約を締結し、開始する。	国保医療課
20	国保被保険者の特定健康診査及び後期高齢者の健康診査の無償化	今年度から実施する健診にかかる自己負担金の無償化について、受診勧奨の一助となるよう関係機関や対象者へ周知し、受診率の向上を図る。	国保医療課

令和５年度　部の主要施策 【建設部】

部のミッション	人と車が安心して暮らせる街を、市民とともに作り守っていく。

No.	取組項目	具体的な取組内容	担当課
1	阪奈道路辻町ICの整備促進	前年度に事業継続が承認された生駒市案を基に、周辺住民との合意形成を図り、奈良県による事業を支援する。	事業計画課
2	国道１６３号バイパス生駒区間の整備促進	令和4年度に引き続き、163号整備促進期成同盟会の幹事市として、他の２市１町とともに国への要望を行う。また、生駒区間の整備促進を促すため、浪速国道事務所との連携調整を行う。	事業計画課
3	バリアフリー基本構想に基づく南生駒駅周辺整備、及び東生駒駅のバリアフリー化	・特定事業計画に基づく跨線横断歩道橋の詳細設計を進めるとともに、駅周辺の整備を進めるため奈良県との協議を重ね具現化していく。 ・東生駒駅のバリアフリー化の実現に向け、近鉄との連携調整を進める。	事業計画課
4	市内路線バスの再編・利用促進施策の実施	コロナ禍の影響を受けている奈良交通の路線バスの利用促進を図るため、地域・事象者との協議を行い、促進事業を実施し持続可能な地域交通を目指す。	事業計画課
5	生駒市地域公共交通計画に基づく事業・施策の実施	１２月まで延長することとなった鹿ノ台地区のコミュニティバス実証運行について、利用状況の検証を行い、本格運行の実施を目指す。また、萩の台線をはじめとする他の既存コミュニティバス路線の運行形態の見直し、改善を進めるとともに、助け合い輸送等の移動支援実現に向け検討を進める。	事業計画課
6	国道１６３号清滝生駒道路周辺道路ネットワーク形成事業	本市産業に新しい活力と雇用を生み出すため、学研生駒テクノエリアと国道１６３号バイパス線との道路ネットワークを形成するための、概略設計業務に着手する。	事業計画課
7	橋梁耐震化事業	災害時の緊急輸送道路上にある耐震化が必要な橋梁の耐震補強工事を実施するとともに、鉄道を跨ぐ歩道橋の耐震補強設計を行う。 ・北山橋耐震補強工事 ・中菜畑歩道橋耐震補強設計	土木課
8	谷田小明線道路改良事業	歩行者の安全性と車両相互通行に課題がある谷田小明線を一部バイパス化することで、歩行者の空間とと車両のスムーズな移動を確保する。 ・用地買収３筆（建物補償１件含む）	土木課
9	地籍調査事業	国土調査法に基づき、東菜畑１丁目・東生駒１丁目の各一部の土地についてその所有者、地番、地目の調査並びに境界及び地籍に関する調査を行い、その結果を地図及び簿冊に作成する。 ・測量成果閲覧（東菜畑１丁目、東菜畑２丁目の一部・東生駒月見町） ・一筆地調査（東菜畑１丁目・東生駒１丁目の各一部）	土木課
10	生駒駅前EV・ES更新事業	生駒駅前EV・ESは設置後２５年以上経過しているため、修繕機器の確保が困難となっていることから、２か年において順次改修を行う。 R５年度はEV１基、ES2基	管理課
11	橋梁長寿命化修繕事業	橋梁長寿命化修繕計画に基づき、対策が必要な橋梁を計画的に補修することで、橋梁の長寿命化を図る。 ・第2阪奈1号橋、清水橋1補修工事 ・菜畑乙田線横断4号橋、芝辻橋補修設計業務	管理課
12	橋梁定期点検業務	市が管理する256橋（跨線橋8，一般橋梁248）について、通行の安全性を確保するため、5年に一度の定期点検を順次行う。 ・一般橋梁36橋	管理課
13	路面性状調査	MMSによる市内全域の市道画像データを取得し路面性状調査を実施する。 ・調査距離318km	管理課

No.	取組項目	具体的な取組内容	担当課
14	市営住宅長寿命化計画推進事業	経年劣化により老朽化が著しい市営住宅を改修することにより、住宅の長寿命化を図り効率的な運用を行う。 ・小平尾桜ヶ丘住宅1号棟外壁改修等工事 ・小平尾桜ヶ丘住宅2号棟外壁改修等工事	営繕課
15	建築基準法に基づく定期点検事業	建築基準法に基づいた定期点検を実施し、公共建築物等の安全性を確保する。 ・建築物19件 ・建築設備9件 ・防火設備25件	営繕課
16	各施設管理者からの依頼による営繕業務	各施設管理者と協議・調整を行い施設の施工管理を行う。 ・上中学校校舎長寿命化改修に係る耐力度調査及び基本設計業務 ・消防本部庁舎屋上防水・ﾄｲﾚ改修工事及び救急施設ﾄｲﾚ改修工事 ・市内体育施設ﾄｲﾚ改修工事（市民体育館・総合公園体育館・井出山体育館）	営繕課

令和５年度　部の主要施策 【都市整備部】

部のミッション	暮らしたい都市・持続的に成長する都市を育む

No.	取組項目	具体的な取組内容	担当課
1	学研高山地区第２工区まちづくり事業（個別地区推進事業）	・工区全体 地権者や関係機関、民間事業者と連携を図りながら、地区全体の事業化を見据えつつ、順次段階的な整備の展開に向けた検討を進める。 関係機関との協議を行いつつ、都市計画変更等に必要となる資料を作成する。 ・先行個別地区 地権者や民間事業者のニーズを踏まえながら、第２工区の先駆けとなる先行個別地区のまちづくりを進める。先行個別地区の地権者で組織するまちづくり協議会を設立し、事業アドバイザーや事業推進会議との連携を図りつつ先行個別地区の基本計画を作成する。	学研推進室
2	学研北生駒駅中心地区まちづくり推進事業	次世代の住宅都市の拠点にふさわしいモデル的なまちづくりを学研高山地区第２工区のまちづくりと連携を図りながら推進する。 事業区域の確定を経て市街化編入手続き及び都市計画道路の変更手続きをまちづくり協議会の意見を聴きながら進める。また、地権者の合意形成状況を踏まえ、準備組合の設立を目指す。	拠点形成課
3	生駒駅南口周辺都市空間再編事業	未来ビジョンに基づき、エリアの価値を高める社会実験やプロモーションを公民連携で企画実施する。 また、地域の特性を活かした個性あるまちづくりに資する都市再生整備計画を庁内関係課連携のもと作成する。 さらに、必要な都市機能の立地誘導を図るための地区計画等の導入に向けた調査を実施する。	拠点形成課 （みどり公園課） （都市計画課） （建築課）
4	生駒駅南口周辺の景観づくり	生駒駅南口から宝山寺にかけて、建築物や街路等の更新に応じて地区にふさわしい景観形成が図られるよう、「街なみ環境整備事業」を活用し、景観特性把握のための現地調査の実施を始め、整備方針、事業計画案の作成を行う。	みどり公園課 （拠点形成課） （都市計画課） （建築課）
5	産業・学術研究拠点(北田原地区)における産業施設の立地誘導	デジタル技術を駆使した変革に対応する産業施設等の立地誘導にむけた産業用地を拡大するため、市街化編入及び用途地域等の都市計画変更について奈良県手続きと並行して市手続きを行う。	都市計画課 （拠点形成課）
6	大和都市計画区域区分見直し及び都市マス改定に伴う用途地域等見直し事業	奈良県都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（奈良県都市計画区域マスタープラン）の改定に伴う本市区域区分の見直しについて、奈良県と連携して都市計画手続きを進める。また、この都市計画変更に係るGISデータ等の修正並びに地図作成を実施する。	都市計画課
7	ニュータウン再生・再編事業	入居開始から40年以上が経過し、まちの活力の衰退が懸念される住宅地（モデル地区）において、働き盛り世代の転入、定住に繋がるよう、空き家の流通促進に重点的に取り組むとともに、住み開きを推進する。また、ニュータウン再生の全市展開に向けた効果的な施策・制度を検討する。	住宅政策室
8	共同住宅の立地誘導等事業	家族のライフステージに応じ、住まいを選択できる居住環境の形成を図るため、令和４年度に実施した賃貸共同住宅オーナーへのアンケート調査などを基に、既存の賃貸共同住宅の流通を促進する具体的な制度を検討する。また、分譲マンションの適正な管理を推進し、市内に良質な住宅ストックを確保するため、令和４年度に実施した管理実態調査を基に、マンション管理適正化推進計画（案）を作成する。	住宅政策室
9	中古住宅の流通促進事業	現行の空家等対策計画策定後の５年間に取り組んだ空き家対策の成果や大きな社会潮流の変化を踏まえ、今後さらなる空き家の流通促進に取り組んで行くため、新規空き家の調査を行い、空家等対策計画（改定案）を作成する。また、市内の戸建てストックを活用した住まいの選択肢の充実や地域の魅力の向上を図るため、中古住宅の流通、賃貸化の促進や空き家所有者と活用したい人のマッチングを支援する。	住宅政策室

No.	取組項目	具体的な取組内容	担当課
10	空家等対策の推進（管理不全等）	生駒市空き家等の適正管理に関する条例や空家等対策の推進に関する特別措置法等に基づき、管理不全な空き家等について所有者に助言、指導を行い早期改善を図る。また、今後改正される空家等特別措置法にあわせ、本市の空き家対策のあり方や条例の見直し等の検討をする。	建築課（住宅政策室）
11	建築物の安全性の確保	建築主事を置く特定行政庁として、法令に基づき厳格に建築確認事務及び各許認可事務を行い、また、違反建築物の改善を指導することで、安全・安心なまちづくりをすすめる。	建築課
12	耐震化等の促進	耐震性に優れた良質な住宅を次の世代に資産として承継できるような住宅ストックを形成するため ①広報・ホームページで啓発 ②地震の被害が比較的大きいと見込まれる地域を中心としたチラシの配布等 ③耐震診断・改修、解体工事、ブロック塀等撤去工事などの補助 などにより、安全・安心なまちづくりを進める。	建築課
13	住宅・建築物の省エネ対策	住宅について高い省エネ性能への改修を行う場合は、市の補助をはじめ国の多種多様な支援策を相談者等に応じたものを案内する。 また、国の補助制度を勘案し本市補助制度の見直し等を検討する。	建築課
14	開発指導	市内で開発等の事業を実施する事業者に対して指導を行い適切な土地利用を誘導する。事業者と周辺自治会や近隣住民の方が一定の合意形成をスムーズに図れるよう、双方に対して助言を行う。	建築課
15	生駒山麓公園の取組み	山麓公園の活性化を促進するため、指定管理者と協議し、体験プログラムやマルシェなどのイベントを充実させるとともに、SNSなど通じて山麓公園のPRを実施する。 令和6年7月からの新指定管理に向け、選定準備をしつつ、新指定管理者候補者を決定する。また、将来の山麓公園の方向性についても検討を進める。	みどり公園課
16	公園の利活用促進	昨年、実施したセミナー等の参加者からでた「公園でやりたいこと」などを踏まえ、実走する機会を創出する。具体的には、「PARK REMAKE QUEST MISSON2」として、市民等と行政職員が協働で実践し、公園利活用のきっかけづくりを行う。	みどり公園課
17	公園施設長寿命化事業	市民に公園施設を長く安全に利用していただくため、公園施設長寿命化計画（現計画）に基づき、公園施設の撤去・更新・修繕を実施する。 遊具を更新する際においては、地域住民や公園利用者のニーズを把握し、選定する。 また、現計画策定時から一定期間が経過していることから、計画の見直しを行う。	みどり公園課
18	花と緑の市民まちづくりの推進	花と緑であふれるまちづくりを推進するため、ふろーらむ職員等が積極的に地域の公園や学校、自治会館などへ出向き、植栽デザインや育て方などのアドバイスを行う。また、市民によるイベント等での多様な活用を支援し、市民とともに、ふろーらむの魅力を充実させることにより、施設の活性化を図る。 また、NPOやボランティア団体による運営や民間活力の導入など検討し、ふろーらむ全体の運営方針についてまとめる。	みどり公園課 花のまちづくりセンターふろーらむ
19	緑地等の保全整備の推進	市有緑地等における近年の大木化・老木化に起因する倒木等により、市民等への被害を未然に防ぐため、危険度に応じて順次、間伐を中心とした伐採等の整備を適切に実施する。	みどり公園課

令和５年度　部の主要施策【上下水道部】

部のミッション	生活基盤となるインフラを守り、暮らしを支え続ける。

No.	取組項目	具体的な取組内容	担当課
1	奈良県「県域水道一体化構想」に係る検討・協議	奈良県広域水道企業団の設立に向けて、協議会の下での検討体制において検討協議を進める。また、検討状況の進捗に応じて市民に適切に情報を発信する。 ・一体化に向けた諸課題の検討及び整理を行う。 ・検討の各段階で広報紙・HP等での情報を発信する。	総務課 工務課
2	危機管理体制の強化	災害・事故時に迅速に対応できる体制構築のための施策を実施する。 ・自治会、自主防災会及び施設管理者と共同の給水訓練を年間1回実施する。 ・危機管理マニュアルを見直す。 ・研修計画に基づき、項目別の職員研修を年間4回、実地研修を年間1回実施する。	総務課
3	水道事業の情報提供の充実 ・情報発信と市民サービスの充実	市民に必要な情報をわかりやすく、また水道への理解を深めてもらえるような広報活動を実施する。 ・年間4回の生水だよりの発行 ・出前授業を年間1回実施する。	総務課
4	管路の更新及び耐震化事業 ・7.0kmを更新(耐震化)	老朽水道管や耐震性の低い管路の更新工事(7.0km)を令和6年3月末までに行う。 ・更新工事　　20箇所(発注) ・繰越工事　　10箇所(完了)	工務課
5	漏水調査の実施	水道管の安全と有効率を高め、道路陥没などの二次災害を予防するために漏水調査を行う。 ・給水区域全域を対象に、AIを用いた衛星画像解析による漏水調査を令和5年12月末までに完了する。 ・昭和期埋設管の内、漏水多発地域の管路（74km）を対象に漏水調査を3回実施する。	工務課
6	応急給水設備整備事業	災害対策の充実化のため緊急時に備えた施設として緊急遮断弁及び応急給水設備を整備する。 ・真弓配水場緊急遮断弁設置工事を令和5年7月末までに完了する。 ・狭戸配水場緊急遮断弁設置工事を令和6年3月末までに完了する。	工務課
7	水道施設耐震補強事業	滝寺配水場ポンプ室耐震診断業務を令和6年2月末までに完了する。	工務課浄水場
8	合併処理浄化槽設置整備事業	合併処理浄化槽の設置補助を令和6年3月末までに行う。 ・補助対象　67基	下水道課
9	公共下水道管渠整備事業 ・普及率　73.0%	公共下水道の管渠整備事業を令和6年3月末までに行う。 ・現年工事　6箇所（発注） ・繰越工事　4箇所（完了）	下水道課
10	個別浄化槽地区下水道接続推進事業 ・普及率　73.0%	個別浄化槽地区を令和6年3月末までに公共下水道に切り替える。 ・切替　　1地区	下水道課
11	下水道事業計画の変更	委託業務を令和5年7月までに発注し、令和6年3月末までに事業計画を変更する。	下水道課 竜田川浄化センター
12	下水道ストックマネジメント計画策定事業	下水道ストック全体を対象に、長期的な視点に立ち施設の最適化を図ることを目的としたストックマネジメント計画を令和7年3月末までに策定する。令和5年度は、リスク評価により抽出した機器等の調査等を実施する。	下水道課 竜田川浄化センター
13	竜田川浄化センター煙突アスベスト対策事業	アスベストを含む断熱材を使用している既存煙突に替わる煙突新設工事の実施設計を令和6年3月末までに完了する。	竜田川浄化センター

令和５年度　部の主要施策 【教育こども部】

部のミッション	子育てを楽しめる地域と21世紀を生き抜く しなやかでたくましい子どもたちをともにつくる

No.	取組項目	具体的な取組内容	担当課
1	学校施設の計画的な大規模（長寿命化）改修	建設から４０年程度経過している学校施設について、老朽化が進んでいることから、順次計画的に国の補助を受け、バリアフリー化を含め、改修を行っていく。	教育総務課
2	学校給食費の検討	学校給食費の多子世帯の無償化など段階的な無償化について検討を行う。	教育総務課 学校給食ｾﾝﾀｰ
3	学校給食センター整備改修工事	学校給食センター調理場内の床改修工事（石綿撤去、シートから塗床への変更）を学校給食の提供を行っていない夏期休業期間で実施する。	学校給食センター
4	生駒南小学校・中学校整備事業	生駒南小学校・中学校の新たな学校施設整備を準備会の意見を踏まえた上で、新たな特色ある教育カリキュラム等にも対応した施設一体型の学校施設を整備していく。	教育総務課 教育政策室
5	教職員がいきいきと子どもと向き合う時間創造プログラムの推進	教職員が健康でいきいきとやりがいをもって働ける環境整備を行い、教職員が授業や教材研究等に集中し、ゆとりをもって子どもたちと向き合う時間の拡充を図る。	教育指導課 教育政策室
6	個別最適な学びと児童生徒一人一人の居場所づくりの推進	個別の習熟度別学習を可能にするためのAIドリルの検証を進める。また、自校式通級指導教室を行うことができる体制づくりを進めることで、通級指導が受けられやすい体制を整える。	教育指導課 教育政策室
7	第３次教育大綱の策定	第２次教育大綱が、令和６年６月に計画期間が満了することから、第３次教育大綱の策定を進める。策定に当たっては、ワークショップ等を活用し、より多くの声を反映した大綱にする。	教育政策室
8	総合教育会議の開催	新しい教育施策について検討するため総合教育会議を開催し、市長と教育長、教育委員との意見交換を行う。 第３次教育大綱の策定、生駒南小学校・中学校整備事業について予定している。	教育政策室
9	社会に開かれた教育課程と協働的な学びの推進	キャリア教育プランナーを配置し、取組の横展開を進めるための会議体を設置しながら、学校の課題に応じた取組や探究学習を進める。	教育政策室
10	待機児童解消に向けた取組の推進	待機児童ゼロを維持できるよう、小規模保育所等の新設、保育人材確保、保育コンシェルジュ相談事業を実施する。	幼保こども園課
11	幼稚園コミュニティ・スクール	幼稚園と保護者、地域コミュニティが連携し、子どものために取り組んでいる俵口幼稚園、なばた幼稚園地域園協働本部「えん・くろす」をコミュニティ・スクールとして組織化し、継続的に取組を進める。	幼保こども園課
12	公立幼稚園のあり方に関する検討事業	壱分幼稚園のこども園化に向け、具体的に検討を進め、事業主体を決定する。	幼保こども園課
13	学童保育の充実	増加する学童保育需要に対応するため、生駒市学童保育運営協議会が運営する学童保育所の環境整備、指導員確保などによる体制づくりに取り組むとともに、新たなニーズに応えるため、民間事業者による学童保育事業の運営に対して支援を行う。	こども総務課
14	第3期生駒市子ども・子育て支援事業計画策定	現行の計画が令和6年度に最終年度を迎えることから、令和7年度から令和11年度を計画期間とする第3期子ども・子育て支援事業計画策定に着手し、保護者向けアンケートを実施する。	子育て支援総合センター
15	子ども子育て支援体制の充実	子どもが生まれ育ちやすいまちの実現に向け、教育・子育て支援の充実を図るよう、関係部署と連携し取組案を検討する。また、ファミリーサポートを活用したみっきランドの一時預かりを実施する。	子育て支援総合センター
16	要対協体制の機能強化・子ども家庭総合支援拠点の充実	令和６年度の児童福祉法改正に伴い、母子保健との一体的な提供体制のためこども家庭センターの設置をはじめとした必要な検討を行う。また、複雑・多様化する児童虐待事案に対応できるよう関係機関との連携を強化する。	こどもサポートセンター

令和５年度　部の主要施策【生涯学習部】

部のミッション	すべてのライフステージで楽しみながら学び、 地域とつながる機会をともに創る

No.	取組項目	具体的な取組内容	担当課
1	学びと活躍推進事業 ischoolの展開	主に働き盛り世代の市民を対象に、より豊かな生き方・暮らし方に向けた気づきや行動のきっかけとなる学びの場「ischool」を展開し、「ミライの教室」において他課との連携講座や市民、大学、事業者など多様な主体による講座等を開催する。 ・学びと交流の社会見学（まちミル） ・学びのシンポジウム ・ミライの教室	生涯学習課
2	高齢者の充実したセカンドライフと地域での活躍を支援する取組の推進	いこま寿大学において、学びの成果を活かして地域で活動を始めるきっかけとなるような講座等の拡充を図るとともに、より豊かで充実したセカンドライフに向けた啓発講座等を実施する。あわせて、「気らくネット」など寿大学生や卒業生たちが学校や地域等でさまざまな社会貢献活動に取り組めるよう支援する。 ・セカンドライフ講演会 ・実践講座 ・新たな社会貢献活動のための支援	生涯学習課
3	幅広い世代を対象とした学ぶ機会の提供と、地域の新たな人材発掘と活用	「市民同士が学び合う１日限りのまちの学校」として「IKOMAサマーセミナー」を開催し、様々な得意分野をもった市民の方が先生となり、３０講座以上の楽しい授業を行うことで、専門性やスキルを活かして新たなまちづくりの担い手となる人材を発掘する。	生涯学習課
4	地域、学校、家庭が連携し地域力を活用した家庭教育支援の充実	家庭教育支援の充実に向け、家庭教育支援チーム「たけのこ」と連携し、学びや交流、相談の場づくりの取組を行うほか、各校区の「コミュニティスクール」や学校園と連携しながら、子育て中の保護者の不安解消や地域とのつながりづくりに資する取組を進める。	生涯学習課
5	子ども・若者支援の取組の充実	社会生活上の困難を抱える子ども、若者及び家族への効果的な支援を行うため、「生駒市子ども・若者総合相談窓口（ユースネットいこま）」における相談支援、居場所づくり事業を実施する。また、「生駒市子ども・若者支援ネットワーク」の関係機関の連携による円滑な支援を行うとともに、1人でも多くの方が相談窓口につながるよう広報周知の強化に取り組む。	生涯学習課
6	「音楽のまち生駒」の更なる発信と発展に向けた取組	公募による企画・提案型の「市民みんなで創る音楽祭」や市民吹奏楽団事業、市民文化祭等を通して、多くの市民が身近に音楽に親しむ機会を提供するとともに音楽文化の活性化や人材の発掘、拡充に取り組む。市民との協働による音楽事業の実施により「音楽のまち生駒」の推進とさらなる発信に取り組む。	生涯学習課
7	歴史・伝統文化への親しみや郷土愛の醸成に向けた事業の推進	指定管理者と連携し、ふるさとミュージアムを拠点に幅広い世代に本市の歴史文化への関心を持ってもらえる取組を展開するとともに、本市の貴重な文化財を市内外に発信する取組を進める。 ・子育て世代に向けた新たな取組 ・市の指定文化財の選定準備	生涯学習課
8	「生駒市史」編さん事業	編さん委員会及び各分科会の開催、補充調査、ボランティアを活用した編さん作業を実施するとともに、講演会・地域学習イベントやニュースレターによる情報発信、史料集２・３の編集をおこなう。	図書館

No.	取組項目	具体的な取組内容	担当課
9	ビブリオバトル全国大会	毎月行う定例のビブリオバトルのほか、学生、社会人を含めた年齢制限のない唯一の全国大会を開催し、オンライン大会の経験を活かし、市外県外からの参加者も誘致する。市民の読書推進を図るとともに、「本」でつながるコミュニティづくりに取組む。	図書館
10	市民との「協創」事業の実施	「本棚のＷＡ」等の様々な事業を市民と協働して実施する。各種ボランティア養成講座を実施するとともに、図書館と関わるボランティア団体も増やし、市民と協働して読書推進を行う。また「まちかど図書室」等、地域における本の居場所も増設する。	図書館
11	子ども読書活動の推進	「トライ！生駒子ども読書会議」を3回開催する。各回において、先進的な研究を行う講師を招聘し、子どもの読書における現代の課題を知り、意見交換を行う場を設ける。図書館託児事業については、北、南、本館に加えて鹿ノ台図書室でも開始する。学校やボランティアと連携し「オータムフェスティバル」を開催する。	図書館
12	高齢者・障がい者サービスの充実	代読ボランティアとともに、館内整理日を利用した知的障がい者への読書支援を実施するとともに事業のＰＲを行い、利用団体を増やす。宅配や音訳（録音図書の作成、耳で楽しむ本の会、対面音訳）のサービスを充実するほか、朝活読得会を実施し地域の高齢者の健康維持と読書を推進する。	図書館
13	図書館本館リニューアル	図書館本館が、開館当初の貸出中心の館内レイアウトとなっており現代の利用ニーズにあっていないため、「人が集まる図書館」となるようワークショップを開催し、多様な市民から意見を集め、リニューアル案を作成する。	図書館
14	第２期スポーツ推進計画策定事業	市の基本的な方針を示す「生駒市スポーツ推進計画」が令和５年度末で計画期間終了となるため、令和４年度に実施したスポーツに関する市民意識調査等を基に「(仮称)第２期生駒市スポーツ推進計画」を策定する。	スポーツ振興課
15	新たな地域クラブ活動推進事業	学校部活動の地域移行を見据え、将来にわたって、スポーツ・文化芸術活動に継続して親しむ機会を確保するため、実施主体となる「新たな地域クラブ活動推進協議会」を設置し、コーディネーターを配置するとともに、新たな地域クラブ活動の支援体制を構築する。	スポーツ振興課
16	総合型地域スポーツクラブの推進・支援	市民のスポーツ活動を推進するため、総合型地域スポーツクラブの活動内容等の周知啓発を行うとともに、クラブ間の連携や相互協力を図ることを目的とする総合型地域スポーツクラブ連携会議を開催する。また、新たな地域クラブ活動を進めるため、学校等との連携支援を行う。	スポーツ振興課
17	みんなのスポーツ推進事業	スポーツを始めるきっかけやスポーツに親しんでもらう１日とするために、「いこまスポーツの日」を開催する。また、障がいのある人が、障がいの種別や程度に関わらず、スポーツに親しみ、楽しむことができるよう、車いすバスケットボール体験会や、障がい児を対象とした「体つくり運動プログラム」を実施する。	スポーツ振興課
18	社会教育施設の整備	スポーツ施設のトイレ洋式化等改修工事や、非構造部材改修及び照明ＬＥＤ化工事、生涯学習施設の高架水槽や調光操作卓等の更新工事、照明ＬＥＤ化工事などを実施し、設備等の充実により施設の安全性と機能性を高め、市民サービスの向上を図る。また、公共施設マネジメント推進計画及び個別施設計画に基づき取組を進める。	スポーツ振興課

令和５年度　部の主要施策 【消防本部】

部のミッション	健康な消防組織と職員の力で市民とともに 安全・安心なまちをつくる

No.	取組項目	具体的な取組内容	担当課
1	消防分野のDXの推進	①ICTを活用した出退管理システムの構築に向けた協議を進める。 ②国の動向を注視し、消防分野における各種手続の電子申請化を拡充する。 ③傷病者のマイナンバーカードを専用カードリーダーで読み取り、かかりつけ医療機関や薬剤情報等を早期に把握し、救急業務の迅速化・円滑化が図れるよう国の動向を注視し、速やかに導入できる体制を整える。 ④令和8年度運用開始の消防指令システムの整備を捉え、動画等による緊急通報手段の導入や消防OAシステムの業務処理の効率化を図るため、クラウドの導入を検討する。	消防本部 消防署 （全所属）
2	大規模災害発生時の効果的な初動活動体制	震災時における初動対応計画の構築など、緊急消防援助隊の効率的な受援体制等を整備し、図上訓練等を実施する。 ・発災後の効果的な情報管理と災害対応可能な体制を作る。 ・災害発生状況に応じた活動方針（部隊運用及び安全管理を含む）と、その決定時期及び方針決定のための判断力を養う。	消防本部 消防署 （全所属）
3	安全･安心のための広報の推進	広報紙、ホームページ、SNS等による広報活動を実施する。また、必要に応じて、市民ボランティア団体等を活用し、幅広い活動を展開する。 ・住宅用火災警報器の設置・取替え促進事業 ・車両による防火広報パトロール等の火災予防対策 ・災害発生時における注意喚起 ・救急車の適正利用や救命講習開催の周知 ・消防長会など消防活動等が発表できる場への参加とその成果のPR ・消防団活動の見える化	消防本部 消防署 （全所属）
4	市民や事業所への火災予防意識の浸透及び火災の初期対応力向上の推進	火災件数の減少や火災による死傷者をゼロに近づけるため、火災予防の一層の普及啓発活動を行う。 ①火災予防運動 火災予防運動期間を捉え、街頭防火広報を実施し、広く市民への啓発を行う。 ②危険物安全週間 6月の危険物安全週間を捉え、危険物事業所に対して訓練の実施を促し、自主保安体制を確立する。 ③文化財防火週間 1月の文化財防火週間を捉え、国宝、重要文化財7施設の消防訓練指導を実施し、自衛消防力を強化する。 ④消防フェスタ フェスタを通じて、火災予防への意識を高めるとともに、消防行政への理解と協力体制の構築に繋げる。 ⑤火災の初期対応力 事業所関係者が主体的に消防訓練を実施できるよう消防職員が支援する。	予防課 消防署
5	住宅用火災警報器の自発的な設置及び取替えの促進	①警報器の設置義務化から10年以上経過するため、日常点検（本体及び電池）と古くなった本体の取替え設置を促す。 ②国の示す警報器設置状況調査に基づき、無作為抽出による100世帯を行う。設置率の目標値を85％以上とする。	予防課 消防署
6	一人暮らし高齢者等の防火対策	①一人暮らし高齢者のうち、火災発生時の避難に支障のある人を対象に防火指導を実施する。 ②火災から高齢者の生命、身体、財産を守るため、住宅用火災警報器の取付け支援を実施する。	予防課 消防署
7	消防法令違反対象物の公表と違反是正の実施	消防用設備等の未設置や機能不能状態等である不特定多数の人が出入りする違反建物の公表を実施する。また、事業所等へ立入検査を行い、火災予防上の不備や危険箇所等の改善、防火管理関係の違反に対する厳正な指導を実施する。 ・防火対象物　313施設 ・危険物施設　107施設	予防課 消防署

No.	取組項目	具体的な取組内容	担当課
8	現場活動能力の向上と関係機関との連携	①現場活動能力を高めるため、消防活動全般に必要となる訓練を企画立案し、訓練実施後に評価と検証を実施する。 ②消防水利（消火栓・防火水槽等）を維持管理し、常時使用できるようにする。 ③府県境を越えた隣接消防本部との広域的な連携の強化のため、消防相互応援協定に基づく合同訓練を実施する。 ④指令センター員の聞き取り能力向上と迅速で正確な指令業務を図るため、スキルアップ研修を実施する。	警防課 消防署
9	車両更新事業・消防資機材の整備	消防活動等に使用する車両・資機材等の充実・強化のため、車両等の更新整備を実施する。 ・指揮車の更新 ・広報車の更新 ・消防ポンプ自動車の更新(消防団車両) ・空気呼吸器用ボンベ(5L)の更新(5本) ・空気呼吸器の更新(4器)	消)総務課 警防課 消防署
10	救急業務の高度化の推進	①奈良県メディカルコントロール協議会に基づく救急体制の充実強化を図るために、生涯教育研修や再教育等を行い、高度な救命処置による救命率の向上を図る。また、救急出動時に指導救命士(教育者)が同乗し、救急業務の評価、指導、助言及び改善を行い、救急隊員の業務全般の能力を高める。 ・救急救命士就業前病院実習1名 ・気管挿管認定者養成1名 ・気管挿管認定者再教育3名 ・ﾋﾞﾃﾞｵ喉頭鏡気管挿管認定者養成2名 ・救急救命士生涯教育29名 ②指導救命士を主体とした救急想定訓練を実施する。 ③新規採用の救急救命士有資格者に対して、救急現場に必要な知識及び技術の習得するため、当本部の救急救命士教育プログラムに基づく研修を実施する。	警防課 消防署
11	消防団の充実強化	①消防団員の資質と能力の向上のために、研修会への参加を促すとともに各種消防活動訓練を実施する。 ・県消防学校消防団員教育等への入校（延べ23名） ・防災訓練など消防署や関係機関との合同訓練の実施 ・各機動分団での自主訓練の実施(月1回以上) ②消防団員の福祉の向上と活動への理解を高めるために、市内の「消防団応援の店」登録事業所を拡充する。 ③自主防災組織を育成し、地域の防災力を強化するために、訓練指導者の役割を担う消防団員を養成する。	消)総務課 消防署
12	救急車適正利用の推進	円滑な救急体制を維持するために、市民が応急手当講習を受講し、適切な観察や処置を理解してもらうことにより、救急車を適正に利用する意識を植え付ける。 ・一人でも多くの市民が、救命に必要な観察と応急手当の方法を身に付けるために講習会を開催する。（年間2,820人以上受講） ・心肺停止傷病者に対する市民の自主救護体制を築くため、応急手当の必要性を訴えて救命率を向上させる。 ・救急出動時、明らかに緊急度の低い事案に対して、関係者等に救急車の適正利用を説明する。	警防課 消防署
13	消防施設の設備等改修事業	①災害拠点施設である消防本部庁舎の機能を維持するために、非常用発電設備の改修工事を行う。 ②消防本部･消防署、救急施設、南分署のトイレ洋式化等の改修工事を行う ③消防団機動第2分団･第3分団の拠点施設のトイレ洋式化工事の設計業務を行う。	消)総務課
14	奈良市・生駒市消防指令センター消防指令システム更新整備事業	①奈良市・生駒市消防指令センターの安定した指令業務の継続と社会のニーズに対応した更なる市民サービスの向上のため、現行の消防指令システム更新整備(令和6･7年度)を行うための実施設計を行う。 ②両市の相互応援出動について、消防通信指令事務協議会(幹事会)等により検討と協議を行い、より迅速な連携・協力ができる計画を定める。 ・境界線付近等の応援出動体制 ・はしご車の共同整備	警防課

令和５年度　部の主要施策　【議会事務局】

No.	取組項目	具体的な取組内容	担当課
1	安定した議会運営の支援	年間を通して円滑で適切な議会運営に向け支援を行う。 また、議員に対し、研修会開催をはじめ議員活動を行うにあたっての支援を行う。 令和５年度については、議員の改選が行われるので、特に新人議員に対してはより丁寧な対応をすることで、安定した議会運営を支援する。	議会事務局
2	議会基本条例に規定されている議会及び議員の活動原則に基づく運営が行われるよう支援	市民の信頼及び負託に応えられる議会の実現に向け制定された、議会基本条例に定められた取組の支援を行う。	議会事務局
3	情報発信の充実の支援	議会活動に関する情報発信としては、本会議や委員会のインターネットによる生中継・録画記録、議事録検索システム、議会報の発刊（年４回）など、現在も多様な方法で行っており、今後もこれらを継続し、引続き市民ニーズを踏まえた情報発信ができるよう支援する。	議会事務局
4	市民懇談会開催の支援	市民に開かれた議会、市民と対話する議会を目指して市民懇談会を開催するが、日時・テーマ等につき広報広聴委員会で取決めるに際し、適切なサポートに努める。	議会事務局
5	政治倫理条例及び政務活動費の執行に関する議員の支援	当該条例に規定されている議員の責務や倫理基準、資産報告等に関し、遺漏や過誤の無いように、また、政務活動費の取扱いの主旨に沿った執行が行われるよう支援を行い、報告書作成時のチェック等を行う。	議会事務局